

# 要介護認定の手続きの流れ

相談する → 地域包括支援センターへ

## 市町の介護保険担当窓口へ申請

必要なもの

- 要介護・要支援認定申請書(市町の窓口にあります)
- 介護保険証(65歳以上の人)
- 加入している医療保険の被保険者証(40歳から64歳の人)
- マイナンバー(個人番号)カード もしくは 通知カード  
※通知カードの場合は運転免許証など身元確認書類が必要です

## 要介護認定

- ① 訪問調査…調査員が本人や家族から聞き取り調査を行います
- ② 一次判定…調査票の結果をコンピュータに入力して一次判定を行います
- ③ 二次判定…一次判定の結果や主治医の意見書などをもとに介護認定審査会において判定します

## 認定結果の通知

原則として、申請から30日以内に認定結果通知書と介護保険証が届きます

確認  
しましょう

- 要介護状態区分…要介護1～5・要支援1、2・非該当
- 認定の有効期間…新規認定は原則6ヵ月、更新は原則12ヵ月
- 支給限度額…認定区分ごとの利用限度額
- 介護認定審査会の意見 など

要介護  
1～5

要支援  
1、2

非該当

基本チェックリストによる判定

事業  
対象者

非該当

介護  
サービス

介護予防  
サービス

介護予防・  
生活支援  
サービス事業

一般介護  
予防事業